激変緩和事業の延長・拡充

- 本日4月26日に開催された原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議において、「原油価格・ 物価高騰等総合緊急対策」が発表されたところ。
- <u>燃料油価格の激変緩和策</u>について、長引く原油価格の高騰・乱高下がコロナ禍からの経済回復や 国民生活への悪影響を与えることを防ぐ観点から、以下の措置を拡充。

【拡充内容】

- 支給額の上限を、25円から35円とし、さらなる超過分についても1/2を支援する制度を設ける。
- 基準価格を、ガソリン全国平均価格168円とする。
- 現行の4油種(ガソリン、軽油、灯油、重油)に加えて、航空機燃料も対象とする。
- 事業期間は、今年度上半期中実施とする。
- 一定期間経過後、基準価格の見直しを検討する。

<留意点>

小売価格は、輸送コストの違いなどから地域差があり、すべての地域で基準価格以下に抑えようとするものではない